

16006: 特願 2016-100372

血液分離器

●分離した血漿が直接空気に触れない血液分離器

①技術分野

本発明は、血液を血漿と血球に分離する血液分離器に関する。

②発明の背景と目的

特許文献4（特開2008-82896号公報）、5（2008-82897）に記載の器具では、血液を分離して得た血漿が空気に直接接触することから、血漿の蒸発が生じ易い。特に、採血量を少なくして採取する血漿が微量になればなるほど血漿が蒸発する影響は大きくなり、血漿の変性や濃度変化等の問題につながるようになる。

本発明は、かかる事情に鑑みてなされるもので、重力による血球沈降を利用して血液を血漿と血球に分離し、分離した血漿が直接空気に触れない血液分離器を提供することを目的とする。

③発明の構成と効果

構成

血球沈降によって血液Bを血漿Pと血球Cに分離する血液分離器10において、血液Bの導入口11と、導入口11から導入された血液Bが充填される管路12と、管路12内に在った気体を管路12への血液Bの充填に伴って排出する排気口13とを備え、管路12は、第1の線領域19及び一端部が第1の線領域19の一端部に連結された第2の線領域20を有し、第1、第2の線領域19、20は、管路12内に充填された血液Bを血漿Pと血球Cに分離する際、各一端部が最上位置に配され、最上位置に配された各一端部に、分離された血漿Pが溜まる。

効果

本発明に係る血液分離器は、第1、第2の線領域は、管路内に充填された血液を血漿と血球に分離する際、各一端部が最上位置に配され、最上位置に配された各一端部に、分離された血漿が溜まるので、重力による血球沈降を利用して血液を血漿と血球に分離し、分離した血漿が直接空気に触れないようにすることが可能である。

